

平成30年第3回市会定例会

契約議案に関する参考資料

〈目次〉

1	横浜市の工事請負契約に係る入札方式について	1 頁
2	案内図及び入札てんまつ	
(1)	横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第1工区建築工事） 横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第2工区建築工事） 横浜市市庁舎中層部内部整備工事（空気調和設備工事）（案内図）	2 頁
(2)	横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第1工区建築工事）（入札てんまつ）	3 頁
(3)	横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第2工区建築工事）（入札てんまつ）	4 頁
(4)	横浜市市庁舎中層部内部整備工事（空気調和設備工事）（入札てんまつ）	5 頁
(5)	港南公会堂及び港南土木事務所整備工事（建築工事） （案内図及び入札てんまつ）	6 頁
(6)	市道西戸部第560号線及び市道西戸部第342号線道路建設工事 （人道橋築造工）（案内図及び入札てんまつ）	8 頁
(7)	保土ヶ谷消防署移転新築工事（建築工事）（案内図及び入札てんまつ）	10 頁
(8)	市場小学校けやき分校新築工事（建築工事）（案内図及び入札てんまつ）	12 頁
(9)	矢向中学校増築工事（建築工事）（案内図及び入札てんまつ）	14 頁
(10)	日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事） （案内図及び入札てんまつ）	16 頁
3	インフレスライド条項の運用について	18 頁

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される 22 億 9 千万円以上（平成 32 年 3 月まで）の工事を対象とし、入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「施工実績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。なお、この方式では、所在地の指定が可能のため、市内事業者を優先して発注しています。

※ 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。（入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で除した数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とする。）

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の 3 種類を実施しています。

また、平成 26 年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象及び総合評価落札方式に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について失格基準の確認やヒアリング等の調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等には、当該入札者を落札者としなない制度です。

※ 失格基準

入札者が提出した内訳書の金額と本市の積算をもとに算出した金額を比較し、下回った場合に落札者としなない一定の基準。

(2) 最低制限価格制度（低入札価格調査制度を採用する工事以外の工事に適用）

予定価格の 10 分の 9.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として、落札者としなない制度です。

案内図

- 市第41号議案 横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第1工区建築工事）
- 市第42号議案 横浜市市庁舎中層部内部整備工事（第2工区建築工事）
- 市第43号議案 横浜市市庁舎中層部内部整備工事（空気調和設備工事）



案 内 図

市第44号議案 港南公会堂及び港南土木事務所整備工事（建築工事）



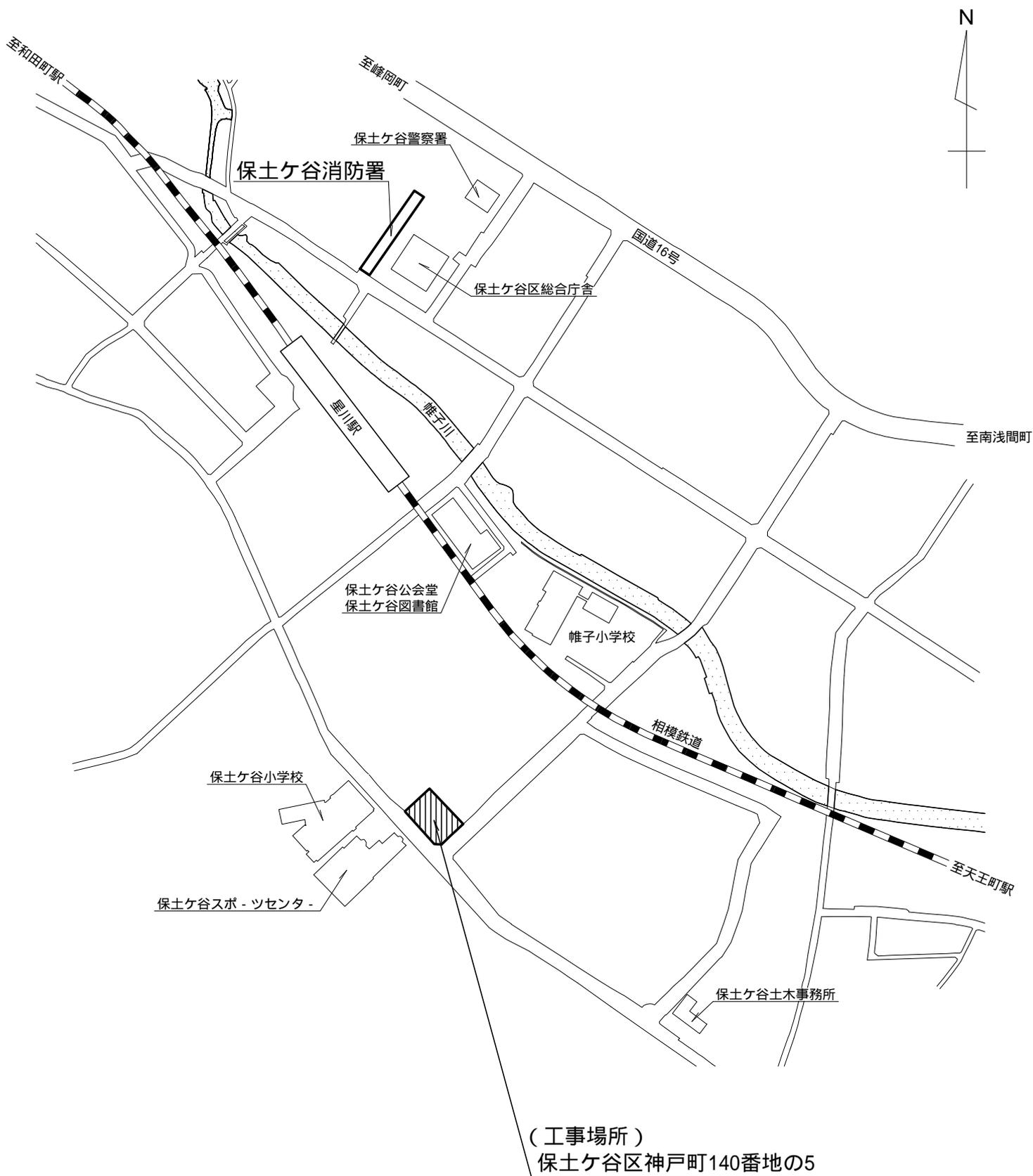
案内図

市第45号議案 市道西戸部第560号線及び市道西戸部第342号線道路建設
工事（人道橋築造工事）



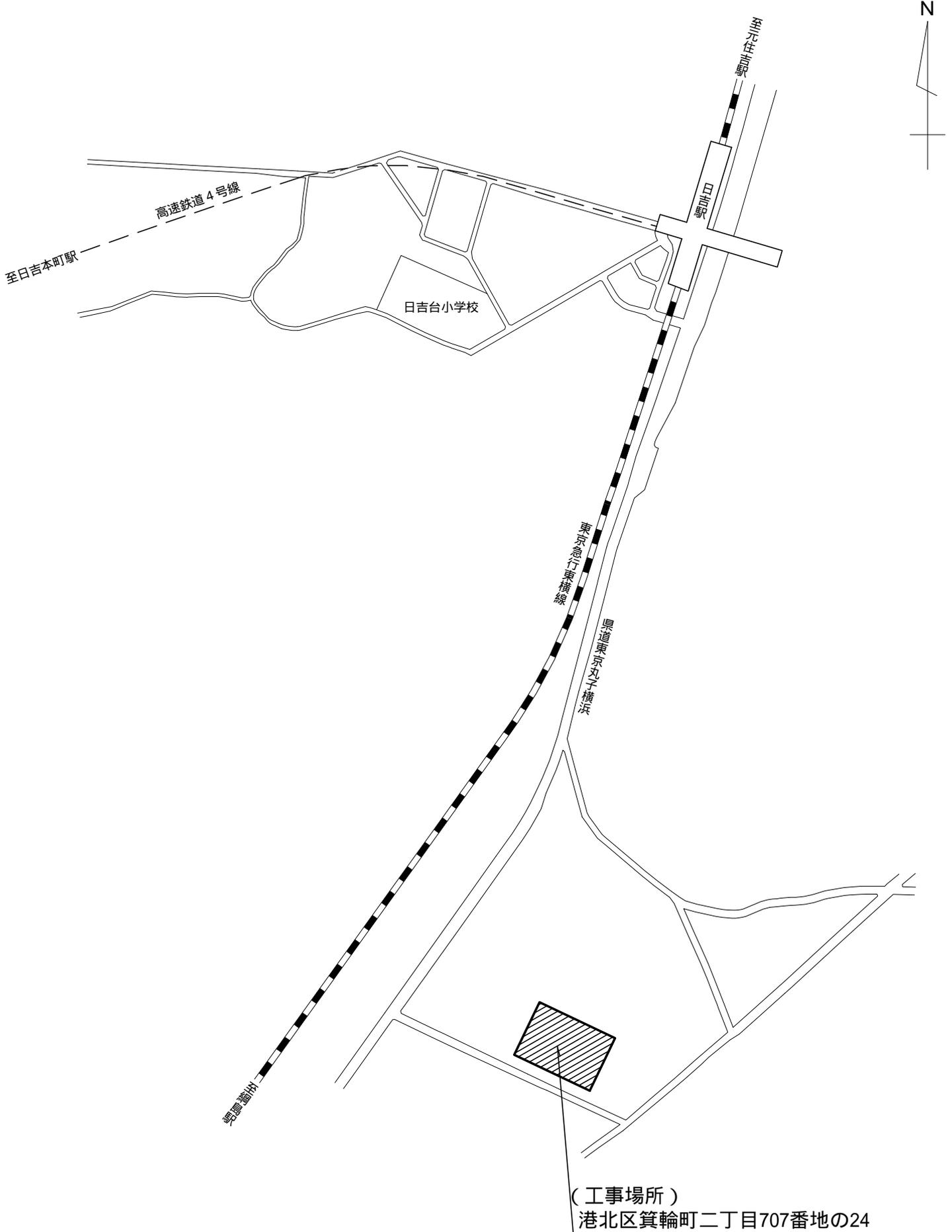
案 内 図

市第46号議案 保土ヶ谷消防署移転新築工事（建築工事）



案 内 図

市第49号議案 日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事）



【市第 50 号議案、市第 52 号議案、市第 53 号議案】

高速横浜環状北西線北八朔換気所新築工事（建築工事）の変更ほか2件

公共工事設計労務単価等の改定に伴うインフレライド条項の運用について

1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省の調査に基づき毎年改定され、本市が設計する公共工事にも使用しています。近年、労務単価が大幅に上昇したことを踏まえ、国土交通省は平成 26 年度から賃金等の急激な変動に対処するためのインフレライド条項の運用を開始し、本市においても同様の措置を実施しています。

2 インフレライド条項の運用

残工期が2か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更します。

$$\text{変更金額（スライド額）} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

P_1 ：契約金額から出来形部分に相応する金額を控除した額（変動前残工事代金額）

P_2 ：変動後の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（変動後残工事代金額）

3 インフレライド条項の運用による変更契約議案一覧

議案番号	工事名	契約日 (議決日)	変更前 契約金額 (円)	変更予定 契約金額 (円)
50	高速横浜環状北西線北八朔換気所新築工事 (建築工事)	平成29年6月6日	720,576,000	724,904,640
52	高速横浜環状北西線東方換気所新築工事 (建築工事)	平成29年6月6日	857,952,000	860,647,680
53	網島小学校通級指導教室及び屋内運動場整備工事 (建築工事)	平成29年12月19日	1,008,180,000	1,014,346,800